FAXニュース
ŌMIYA
JR東労組大宮地本
2017年4月18日
No.168

大地申第15号

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」の申し入れ 第1回交渉その1

1．1 月期の事業所ごとの「管理」「一般（職名・パート別）」の現在員数、休職者数を明らかにすること。なお、大宮支社は、各課の標準数及び現在員数、休職者数を明らかにすること。また、月 45 時間を超える（法外）の事前協議が増加していることから、適正要員を配置すること。

「職場の要員問題から」１月期の各事業所の標準数・現在員数のデータを明らかにしました。

職場名		標準数	現在員数
営業部	企画課	29	42
	販売課	20	31
事業部	企画課	8	9
	開発課	12	24
運輸部	企画課	14	25
	輸送課	13	18
	運用課	11	20
	車両課	7	17
総務部	企画室	12	16
	安全企画室	10	14
	サービス品質改革室	4	9
	経理課	21	23
	人事課	17	22
	総務課	15	22
	勤労課	22	16

職場名	現在員数	
	管理者	一般
川口駅びゅうプラザ	1	7
浦和駅びゅうプラザ	1	10
大宮駅びゅうプラザ	2	30
宇都宮駅びゅうプラザ	1	8

１項では、支社内の超勤が増加傾向にあることから「各課の標準数・現在員数」を明らかにしました。

今後、女性の補充について問題が発生する可能性があることから各びゅうプラザの「現在員数」についても明らかにしました。

2．大宮支社全体で超過勤務が増加傾向にあることから、事業所ごとに研修・出張を「管理」「一般」に分け明らかにすること。また、業務を逼迫させる研修・出張は行わないこと。

１項で明らかにした、設備職場では標準数と現在員数がほぼ同数であり、超過勤務の原因を究明するために研修・出張を「管理」「一般」に分けて明らかにしました。

確認事項「今、必要な研修と必要ではない研修を削るスタンスは持っていく」

その②につづく